

特定事業の選定取り消しについて

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条に基づき、特定事業として選定し、令和 6 年 4 月 23 日付で公表した「一般国道 2 号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等」及び「三宮バスターミナル特定運営事業等」について、同事業に関する特定事業の選定を取り消したので、公表する。

令和 6 年 12 月 2 日

近畿地方整備局長 長谷川 朋弘
神戸市長 久元 喜造